

資料No.2

家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準（案）

「資料No.1」のP6において、「地域型保育事業」の認可基準となります

伊那市

家庭的保育事業等の概要①

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。

△ 小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下)

…比較的小規模な家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施 ※C型は 6~10人以下(経過措置あり)

△ 家庭的保育事業(利用定員5人以下)

…家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

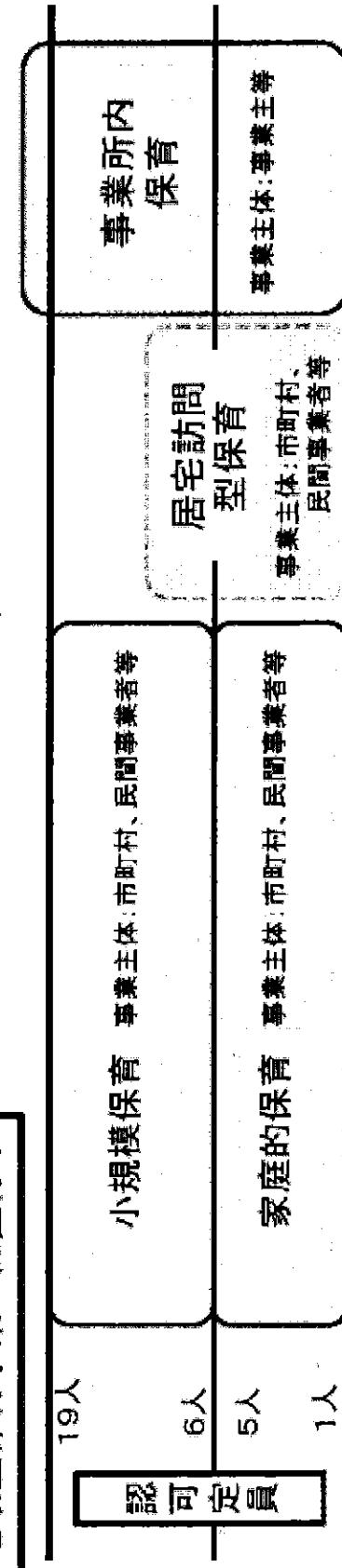
△ 居宅訪問型保育事業

…保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

△ 事業所内保育事業

…企業等が主として従業員の子どものもとで、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

地域型保育事業の位置付け



保育の実施場所等

保育者の居宅その他の場所、施設
(右に該当する場所を除く)

+
地域の保育を必要とする
子ども(地域枠)

事業所の從業員の子ども
も(從業員枠)

家庭的保育事業等の概要②

事業	概要	本市の 現在の実施状況
①家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。 家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行う。 定員:5人以下	該当なし
②小規模保育事業	定員6人～19人までの小規模な保育施設で保育を実施する事業。 職員の配置基準等に応じて、以下の3類型にて実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業A型(定員6人以上19人以下) ・小規模保育事業B型(定員6人以上19人以下) ・小規模保育事業C型(定員6人以上10人以下) 	新規事業のため 未実施
③居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を 実施する事業。	該当なし
④事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。 地域において保育を必要とする子にも保育を提供する。 ※利用定員に応じ、国の定める基準(省令)と同様に地域枠を設ける。	該当なし

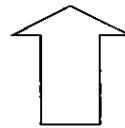
1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について[は、国が定める基準(省令)を踏まえ、市が条例を制定します。

(児童福祉法第34条の16第1項)
- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の条例制定にあたって[は、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い、定める必要があります。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参照(比べあわせて、良い方をとること。)した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができるもの。

(伊那市の対応方針)
 運営基準において、国が定める基準(内閣府令)によると、従うべき基準と参酌すべき基準が混在しているが、基本的には国の基準どおりとする。
 →本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため。



2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（※）従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

家庭的保育事業者等の一般原則	条番号	※	伊那市基準
1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人格に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。			
2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。			
3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	五	一	国の基準どおり
4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。			
5 家庭的保育事業所等には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く）			
6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く）			

家庭的保育事業者等の共通事項

項目	国示す基準の内容	条番号	※	伊那市基準
保育所等との連携	<p>連携施設の設定が必要（経過措置あり）※居宅訪問型保育事業は除く 〔連携の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育内容の支援 集団保育の体験、相談・助言 ・代替保育 ・卒園後の受皿 	六	従	国の基準どおり
非常災害	<p>軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、 非常災害に対する具体的な計画を立て、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎 月一回実施すること。</p> <p>※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり</p>	七	参	国の基準どおり
一般的要件及び資質、職員の基準	<p>職員は健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、必要な知識及び技能の修得向上 に努める。</p> <p>他の社会福祉施設をあわせて設置するときは保育に直接従事する職員以外は兼ね ることは可。</p>	八 九 十	参 従	国の基準どおり
利用者との関わり	<p>国籍、信条、社会的身分、費用負担等で差別的取り扱いをしてはならない。 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。虐待及び懲戒に係る権限乱用の 禁止</p>	十一 十二 十三	従	国の基準どおり
衛生管理	<p>利用乳児の使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努め、衛 生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり</p>	十四	参	国の基準どおり

食事	<p>献立は変化に富み健全発育に必要な栄養量を含有し、身体的状況及び嗜好を考慮したもの。</p> <p>調理業務の全部委託可。搬入施設からの運搬可。</p> <p>調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり</p>	<p>十五 十六</p> <p>従 国</p> <p>の基準どおり</p>
健康診断	<p>利用開始時の健康診断、定期健康診断の実施。職員の健康診断について、特に乳幼児の食事を調理するものは、綿密な注意を払うこと。※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり</p>	<p>十七</p> <p>参 国</p> <p>の基準どおり</p>
内部の規程	<p>次の事項について規定を定めておかなければならぬ。</p> <p>1 事業の目的及び運営方針 2 提供する保育の内容 3 職員の職種、員数及び職務の内容 4 保育の提供を行う日等 5 保護者から受領する費用の種類等 6 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 7 利用の開始、終了に関する事項 8 緊急時等における対処方法 9 非常災害対策 10 倉庫防衛のための措置に関する事項 11・その他運営に関する重要事項</p>	<p>十八</p> <p>参 国</p> <p>の基準どおり</p>
帳簿・秘密保持・苦情	<p>職員、財産、収支、及び乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。</p> <p>正当な理由なく、知りえた秘密を漏らしてはならない。</p> <p>苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じると共に、市町村からの指導助言に必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>十九</p> <p>参 国</p> <p>の基準どおり</p>

3 地域型保育事業等の 設備及び運営に関する基準

【家庭的保育事業】

(※)従:従うべき基準 参:参照すべき基準

項目	国の示す基準の内容	条番号	※	伊那市基準
保育従事者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	二十三	従	国の基準どおり
	家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者			
職員数	家庭的保育者1人に、乳幼児 3人まで 家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合、乳幼児5人まで	二十三	従	国の基準どおり
保育室等 設備・面積	保育を行う専用の部屋 ※部屋の面積は9.9m ² 以上必要 (3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3m ² を加えた面積であること)	二十二	参	国の基準どおり
	保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備を備える 衛生的な調理設備と便所を備える			
屋外遊技場	同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3m ² 以上			
方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	十五 十六		
給食職員	調理設備	二十二	従	国の基準どおり
	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 ※保育を行う乳幼児が3人以下の場合は、家庭的保育補助者で対応可。	二十三		

耐火基準等	火災報知器及び消火器を設置 消化訓練及び避難訓練を定期的に実施	二十二	参	国の基準どおり
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	二十四	参	国の基準どおり
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育を提供しなければならない。 常に保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めなければならない。	二十五	従	国の基準どおり
嘱託医	嘱託医(連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可)	二十六	参	国の基準どおり
		二十三	従	国の基準どおり

【小規模保育事業】

①小規模保育事業A型

項目	国の示す基準の内容			条番号	※	伊那市基準
保育従事者	保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてみなすことができる。			二十九	従	国の基準どおり
職員数	乳児 満1歳以上満3歳に満たない幼児 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象となる満3歳以上の児童の場合、認可保育所と同等の職員数とする。	おおむね3人につき1人 おおむね6人につき1人		二十九	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等 満2歳未満 満2歳以上	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 調理設備、便所を備える	保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 調理設備、便所を備える	二十八	参	国の基準どおり
屋外遊技場	屋外遊戯場(満2歳以上は必要 付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上					
給食	方法 設備 職員	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。 調理設備 調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		十五 十六 二十八 二十九	従	国の基準どおり

耐火基準等	建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。			
	(注)追加的事項 ①消火器等の消防器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など	二十八	参	国の基準どおり
	保育時間 1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	三十	参	国の基準どおり
	保育の内容 保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育を提供しなければならない。	三十	従	国の基準どおり
嘱託医	常に保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めなければならない。 嘱託医(連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可)	三十 二十三	参 従	国の基準どおり

(2)小規模保育事業 B型

項目	国の示す基準の内容		条番号	※	伊那市基準
保育従事者 保育士	保育従事者(市町村長が行う研修を修了した者) ※保育士割合は1/2以上 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてみなすことができる。		三十一	従	国基準 どおり
職員数 乳児	満1歳以上満3歳に満たない幼児 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象となる満3歳以上の児童の場合、認可保育所と同等の職員数とする。	おおむね3人につき1人 おおむね6人につき1人	三十一	従	国基準 どおり
設備・面積 保育室等	満2歳未満 満2歳以上	乳児室又はほふく室 1人につき3.3m ² 以上 調理設備、便所を備える 保育室又は遊戯室 1人につき1.98m ² 以上 調理設備、便所を備える		参	国基準 どおり
給食 屋外遊技場	屋外遊戯場(満2歳以上は必要 付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3m ² 以上		三十二		
方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。		十五 十六	従	国基準 どおり
設備 職員	調理設備 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		三十二 三十一		

耐火基準等	<p>建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。</p> <p>(注)追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など</p>	三十二 参 国の基準 どおり
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	三十二 参 国の基準 どおり
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育を提供しなければならない。	三十二 従 国の基準どおり
嘱託医	常に保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めなければならない。 嘱託医(連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可)	三十二 参 国の基準どおり 二十三 従 国の基準どおり

(3)小規模保育事業 C型

項目	国の示す基準の内容		条番号	*	伊那市基準
保育従事者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者		三十四	従	国基準 どおり
職員数	家庭的保育者1人に乳幼児3人まで 家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合、乳幼児5人まで		三十四	従	国基準 どおり
設備・面積	保育室等 満2歳未満 満2歳以上	乳児室又は[ほふく]室 1人ににつき3.3m ² 以上 調理設備、便所を備える 保育室又は遊戯室 1人ににつき3.3m ² 以上 調理設備、便所を備える			国基準 どおり
屋外遊技場	屋外遊戯場(満2歳以上は必要 付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3m ² 以上		三十三	参	
給食	方法 自置調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。		十五 十六		国基準 どおり
	設備 調理設備		三十三	従	
職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。		三十四		国基準 どおり
耐火基準等	(注)追加的事項 ①消火器等の消防器具		三十三	参	

	②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備		
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	三十六	参 国の基準 どおり
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育を提供しなければならない。	三十六	従 国の基準どおり
嘱託医	常に保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めなければならない。 嘱託医(連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可)	三十六 三十四	参 従 国の基準どおり

【居宅訪問型保育事業】

項目	国の示す基準の内容	条番号	※	伊那市基準
事業の内容	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育など	三十七	従	国の基準どおり
保育従事者	家庭的保育者 ※必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者	三十九	従	国の基準どおり
職員数	家庭的保育者1人に乳幼児 1人	三十九	従	国の基準どおり
連携施設	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児については、障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設、その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	四十	参	国の基準どおり
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	四十一	参	国の基準どおり
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育を提供しなければならない。 常に保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めなければならない。	四十一	従	国の基準どおり

【事業所内保育事業】

①保育所型事業所内保育事業(利用定員20人以上)

項目	国の示す基準の内容			条番号	※	伊那市基準
保育従事者	保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。			四十四	従	国の基準どおり
職員数	乳児 満1歳以上満3歳に満たない幼児 ※上記により算出するが、一事業所人を下回ることはできない。 ※特例地域型保育給付の対象となる満3歳以上の児童の場合、認可保育所と同等の職員数とする。	おおむね3人につき1人 おおむね6人につき1人		四十四	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等 満2歳未満 満2歳以上	乳児室 1人につき 1. 65m ² 以上 又は ほふく室 1人につき 3. 3m ² 以上 医務室、調理設備、便所を備える 保育室又は遊戯室 1人につき1. 98m ² 調理設備、便所を備える		四十三	参	国の基準どおり
屋外遊技場	屋外遊戯場(満2歳以上は必要 付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3. 3m ² 以上					
給食設備	方法 自置調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。 調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む			十五 十六	従	国の基準どおり

	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。	四十四	
耐火基準等	建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注)追加的事項 ①消火器等の消防器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	四十三	参	国の基準どおり
連携施設に関する特例	連携施設を確保しないことができる。	四十五	従	国の基準どおり
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	四十六	参	国の基準どおり
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育を提供しなければならない。	四十六	従	国の基準どおり
嘱託医	嘱託医(連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可)	四十四	従	国の基準どおり

(2)保育所型事業所内保育事業(利用定員19人以下)

項目	国の示す基準の内容			※	伊那市基準
保育従事者	保育士 保育従事者(市町村長が行う研修を修了した者) ※保育士の割合は1/2以上。 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。	四十七	従	国	国
職員数	乳児 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象となる満3歳以上の児童の場合、認可保育所と同等の職員数とする。	四十七	従	国	国
設備・面積	保育室等 満2歳未満 満2歳以上	満2歳未満 満2歳以上	乳児室又は保育室 1人につき3.3m ² 以上 調理設備、便所を備える 保育室又は遊戯室 1人につき1.98m ² 以上 調理設備、便所を備える	四十八	参
屋外遊技場	屋外遊戯場(満2歳以上は必要 付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3m ² 以上				
給食	方法 設備 職員	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。 調理設備 調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。	十五 十六 四十八 四十七	国 国 国 国	国 国 国 国

<p>耐火基準等</p> <p>建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。</p> <p>(注)追加的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消火器等の消火器具 ②非常警報器器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 	<p>四十八 参</p> <p>国の基準 どおり</p>
<p>連携施設</p> <p>連携施設の設定が必要(経過措置あり) <連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ①保育内容の支援 ②卒園後の受皿 	<p>従 国の基準どおり</p>
<p>保育時間</p>	<p>四十六 参</p>
<p>保育所・保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>四十八 参</p> <p>国の基準どおり</p>
<p>保育の内容</p> <p>常に保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	<p>四十八 参</p> <p>国の基準どおり</p>
<p>嘱託医</p> <p>嘱託医(連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可)</p>	<p>四十七 参</p> <p>国の基準どおり</p>

- ③事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れについて
 事業所内保育事業を行う者は下表の定員区分に応じて、それぞれ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める幼児数以上の定員枠を設ける。

定員区分	国基準 (地域枠の定員)	伊那市基準
1名 ~ 5名	1名	
6名・7名	2名	
8名 ~ 10名	3名	
11名 ~ 15名	4名	
16名 ~ 20名	5名	
21名 ~ 25名	6名	国の基準どおり
26名 ~ 30名	7名	
31名 ~ 40名	10名	
41名 ~ 50名	12名	
51名 ~ 60名	15名	
61名 ~ 70名	20名	
71名以上	20名	

